

石綿の事前調査結果の報告が義務化されます

～義務化に先立ち、ユーザーによるテストができます～

令和2年(2020年)7月に改正石綿障害予防規則が公布され、建築物、工作物又は船舶の解体等の作業を行う際にあらかじめ行う、石綿等の使用の有無の調査(事前調査)について様々な規制強化が図られました。

改正石綿障害予防規則は、令和3年4月1日等から順次施行されていますが、新たに令和4年4月1日より、対象工事を行う際にあらかじめ「事前調査の結果等の報告」を行うことが必要となります。

同報告は、原則として電子システム(石綿事前調査結果報告システム)を使用して労働基準監督署に行うこととされており、このシステムを使用すれば、自治体への報告も同時に行うことができます。

報告が必要な工事は、

解体部分の床面積が80㎡以上の建築物の解体工事

請負代金が100万円以上の建築物の改修工事

請負代金が100万円以上の下記工作物の解体工事又は改修工事

- ・反応槽、加熱炉、ボイラー、圧力容器
- ・配管設備(建築物に設ける給水・排水・換気・暖房・冷房・排煙設備等を除く)
- ・焼却設備
- ・煙突(建築物に設ける排煙設備等を除く)
- ・貯蔵設備(穀物を貯蔵するための設備を除く)
- ・発電設備(太陽光発電設備・風力発電設備を除く)
- ・変電設備、配電設備、送電設備(ケーブルを含む)
- ・トンネルの天井板
- ・プラットホームの上家、鉄道の駅の地下式構造部分の壁・天井板
- ・遮音壁、軽量盛土保護パネル

総トン数が20トン以上の船舶に係る解体工事又は改修工事〔省令改正作業中(令和4年4月1日施行予定)〕

です。

なお、石綿が含まれていない場合もその旨の報告が必要です。また、複数の事業者が同一の工事を請け負っている場合は、元請事業者が請負事業者に関する内容も含めて報告する必要があります。

また、石綿事前調査結果報告システムの本運用開始(3月中を予定)に先立ち、実際のシステムを使用し、操作に慣れていただくためのユーザーテストが実施されますので、システムの利用に向けた準備をお願いします。

ユーザーテスト期間(予定)

令和4年1月18日(火)～2月18日(金)

ユーザーテストの対象者

システムを利用予定のすべての事業者の方

システムのURL

<https://www.ishiwata-houkoku.mhlw.go.jp/>

(ユーザーテストの開始までは、事前調査結果の報告制度のページに自動転送されます)

操作マニュアル等システムに関する情報は、石綿総合情報ポータルサイト(<https://www.ishiwata.mhlw.go.jp>)から入手できます。



さらに、石綿事前調査結果報告システムを利用するためには「G ビズ ID」を取得していただく必要があります。ユーザーテストに参加いただく場合にも G ビズ ID が必要となりますので、早めに取得されることをお勧めします。G ビズ ID の申請・発行に関することについては、<https://gbiz-id.go.jp> からご確認をお願いします。



上記工事を施工される事業者の方はもとより、工事を発注する事業者の皆様におかれましても、事前調査の実施及び事前調査の結果等の報告が円滑に行われますよう、ご準備とご配慮をお願いします。

